一、被申請人が昭和四八年九月一三日付で被申請人会社技術部電子機器課勤務の申請人名に対してなした被申請人会社技術部工事課に勤務し、朝日通信工事株式会社に出向することを命ずる旨の意思表示の効力を仮に停止する。 二、被申請人が昭和四八年九月一三日付で被申請人会社技術部技術サービス課勤務の申請人Bに対してなした被申請人会社技術部工事課に勤務し、朝日通信工事株式会社に出向することを命ずる旨の意思表示の効力を仮に停止する。 三、申請費用は被申請人の負担とする。

理由

三、本件出向命令について

申請人らは、会社の労働協約および就業規則には従業員の出向業務自体についての明文の規定は存しないから、申請人らの同意がない以上、本件出向命令は無効であると主張し、被申請人は、本件出向命令は、出向という名目を冠しているが、その実質は業務上の都合による「就業場所の変更」であり、会社就業規則――条に基づく有効な命令であると主張するので、以下先ず本件出向命令の性質・効力について判断する。

(一) 一般に出向と総称される勤務形態には、その目的や出向元会社との身分上の関係その他において種々の類型のものが存するが、いわゆる移籍出向と称せられるものを除いては、通常労働者がその雇用関係によつて勤務している会社(出向元)の従業員としての身分を保有しながら、その会社と資本と業務面で緊密な関係のある関連会社(出向先)に転出して、その指揮命令下で労務を提供する形をとり、今日企業集団における人事異動の形態として重要な役割を担なうに至つていることは公知の事実である。

の予想する範囲を明らかに超えるものであるから、民法六二五条一項の規定に照らしても、使用者が出向を命ずるためには当該労働者の承諾もしくは労働契約等法律 上正当な根拠を要するものといわなければならない。

(二) 疎明によると次のとおりの事実が一応認められる。

- 1 会社は創立以来主に有線通信機器および宅内通信機を営業品目としてきたが、通信機業界における技術革新の急速な進展に鑑み、それに対応した会社の発展を考えて、昭和四一年ころより新分野開発を目的として電子機器の研究開発を開始し、現在ではその営業品目がファックス機器、電送機器、放送移動無電機器、電子応用機器と拡大してきている。右の如き営業品目の拡大に伴い、成約した工事について技術部工事課が営業製品すべての取付施工を行ない、同電子機器課がファックス機器および電子応用機器の保守調整を同技術サービス課がその他の営業製品の保守を分担している。
- 3 被申請人会社の計画によれば、前記のごとく公社直営のボタン電話の設置工事について、公社からの工法改善の要請に基づき、会社内にボタン電話の直営工事班を設置するか、もしくは下請に対する工事監督者を養成することに決定し、早急に従業員に右ボタン電話直営工事の技術を修得させることとし、右方針に基づき、前記朝日通信工事に協力方を要請し、その応諾を得たので、右技術修得のため申請人両名を選考のうえ発令されたのが本件出向命令である。
- 4 朝日通信工事は、前記のとおりボタン電話の公社直営工事等の下請を主たる事業とし、被申請人会社とは元請・下請の関係にあるが、専属下請ではなく、被申請人会社とは資本、組織、人事、労働条件とも別個独立の企業であり、また同社内には被申請人会社の営業所等はない。
- 5 申請人両名の朝日通信工事における労働条件等および業務の具体的内容 (1) 身分、服務規律

申請人らは、会社の従業員である身分を保有したまま朝日通信工事において労務を提供し、また就業規則一三条により会社外業務に従事する場合に適用されることになつている休職措置も本件の場合適用されない。労働条件のうち賃金については後記のとおり会社が負担するが、朝日通信工事の指示を受けて労務を給付する関係上その他の労働条件、服務規律は原則として朝日通信工事の就業規則が適用される。

(2) 労働条件

申請人らは、朝日通信工事の勤務時間の定めに従つて、午前八時から午後五時 (休憩時間一時間)まで勤務することになるが、被申請人会社の勤務時間は午前八 時四五分から午後五時(休憩時間四五分)まであるから、一日につき、四五分間拘 東時間が延長される結果になる。なお、右延長時間の勤務については被申請人会社 において申請人らに対し時間外勤務手当を支給することになつている。休日、休暇 についても朝日通信工事の規準に従うが、これによれば土曜日は毎週午後五時まで 勤務しなければならなくなり、従来被申請人会社において土曜日が隔週休日とされ ていることと差異を生ずる。なお、右の差についても前同様の手当が支給される。 年次有給休暇の取扱の予定は定かでない。申請人らに対する勤怠管理は朝日通信工 事が行なう。但し申請人らに対する賃金は従前同様に被申請人会社が支払い、申請 人らは従前の賃金のほかに前記の時間外勤務手当、朝日通信工事への通勤のため余 分に要した通勤交通費を支給されることになつている。

(3) 出向期間

被申請人会社の計画によれば、申請人らが朝日通信工事において技術研修に従事する期間は一応六ケ月間と予定されているが、技術研修の実効度次第で短縮あるいは伸長されることになつているので、実際上出向期間については確たる定めがないといえる。

(4) 業務の具体的内容

(5) 組合活動

申請人らは、会社従業員中二七名で組織する総評全国一般大阪地連高木電気労働組合(昭和四八年四月一七日結成)の組合員であり、申請人Aは執行委員(組織工長)、同Bは職場委員に選出され、積極的に活動しており、申請人らが朝日通信工事を就労場所として労務を提供するとなれば、右組合活動に大きな支障を生じ、組合員としての地位も不安定になることが予想される。ところで、被申請人会社の計画によれば、申請人らが組合活動のため朝日通信工事の業務を早退する旨会社に事前に連絡すれば、被申請人会社において朝日通信工事に了解を求め、早退できる前に連絡すれば、被申請人会社において朝日通信工事の業務上の都合により早退の許可であるが、他面、朝日通信工事の業務上の都合により早退の許可には組合活動を理由とする早退は困難になると予想される。

(三) 以上の事実関係を前提にして、本件出向命令の性質、すなわち、右命令が 実質的にも前に述べた意味におけるいわゆる出向命令に該当するか否かについて検 討する。

1 労務提供先の所在

(1) 被申請人は、いわゆる出向の意義について労務提供の受益者ならびに労務指揮権の所在の観点から考察し、先ず、労務提供の申請人らが朝日通信は事においてボタン電話の工事技術を修得することは、労務提供の時点においますものであるから、右技術修得は被申請人会社に対する労務の提供業員をであるい。会社は、申請人会社に対する労務の提供業員をであるに、会社は、申請人会社がが申請人会社の従業員をであるに、会社は、申請人会社がが申請人会社のに対したでりといい、休職措置もとらず、賃金も被申請人会社が自主張するのによりにといて後前とおりにはおいては前にといて後前とおりにはおいては前の前にといて後前に違反するものであることが自りに、これによって公社および需要者の自覚に立つと同時に、これによって公社および需要者の自覚に立つと同時に、これによって公社および需要者のに対して公社および需要者の自覚に立つと同時に、これによって公社および需要者のに対して公社によって公社および需要者のに対しているとの自覚に立っとによって公社および需要者のに対して公社によって公社によって公社によって公社によって公社によって公社によって公社によって公社によって公社によって公社によって公社によって公社によっているというには、いたが表によっている。

応え、その信頼を獲得し、もつて自社製品の販路拡大、同業他社との企業競争の有利な展開を図ること、すなわち被申請人会社自身の利益を目的としたものと推測し得なくもない。それゆえに、申請人らが朝日通信工事においてボタン電話の直営工事の技術を修得することは、被申請人会社の右企業利益上の要請から従来の下請依存の工事体制に改革を加えるため、朝日通信工事で右技術を修得する方法により、右企業目的を遂行しようとするものであつて、広義においては、その限度で従来の会社の業務体制が変容を受けたに過ぎず、申請人らの提供する労務が従来の会社の業務から除外されて、新たに朝日通信工事の業務に繰り入れられたものとはい難いもの、すなわち、単に会社の業務の範囲内で配置転換の一形態である「就業場所の変更」をしたにとどまるとの見方もあり得よう。

しかし、一般に出向の名で呼称される勤務形態は企業によつて千差万別で その目的機能も人事支配技術指導および監督、技術提携、作業応援、人材の 育成ないし従業員の能力開発等種々に区分され、その名称も派遣、駐在、転出、社 外勤務とも呼ばれる場合があることは社会的に顕著な事実であるが、前に述べた意 味における出向の意義は本来一義的なもので、同一企業内の人事異動である配転と は基本的に異質のものであるから、労務提供先の所在に関する判断にあたつては、 民法六二五条一項の趣旨に基づき、労働者の立場をも含めて実質的にこれを考察す べきであつて、企業側の事情のみからこれを判断するのは相当でない。被申請人が 前記のとおり主として会社側の事情から本件出向命令の究極の目的ないし労務提供 の効果に重点をおいて労務提供の受益者を決定し、労務提供先の所在になんら変更 がないというのは、本来一義的であるべき出向の概念を相対化し、配転との差異を 著しく曖昧にするもので、出向制度本来の趣旨をあやまる虞れがある(およそ労働者が当該使用者以外の第三者の指揮命令下で労務を提供することが当該使用者のた めに無利益という事例は稀有に属するであろう)。したがつて、本件出向命令による労務提供先の所在は申請人らの朝日通信工事における労務提供の実態すなわちそ の具体的内実に基づいて決定されるのが相当である。そうだとすれば、前記のとお り、朝日通信工事は、従来からボタン電話の直営工事業者として被申請人会社に存 しない十分な人的物的設備を保有し、被申請人会社とは資本、人事、営業場所、就 業規則、労働条件を異にし、実質的にも支配従属関係になく、独自に営利を追求す る別個独立の企業であること、申請人らは、本件出向命令により一定期間技術等の 修得に従事するとはいうものの、単に特定の研究機関へ派遣されて技術を修得する ような純粋の研修とは異なり、実際上右のような企業組織である朝日通信工事の業 務の中に組み込まれ、その従業員と一体となり、後記のとおり日々同社の指揮命令 下でその主たる事業であるボタン電話直営工事に従事しつつその技術を新しく修得 するものであることなどからすれば、申請人らが朝日通信工事で具体的に行なう業 務は客観的にはまさに朝日通信工事の業務であつて、同社に労務を提供しているものであり、少くとも直接的には被申請人会社の被申請人会社のための業務ではない といわなければならない。もとより、前記のとおり申請人らが朝日通信工事におい て労務を提供することが間接的には元請会社である被申請人会社に将来利益をもた らすことは右労務の性質上当然であろうが、これは朝日通信工事に対する労務提供 の一種の反射的利益というを妨げず、労務提供先の所在を判断する決定的要因とな るものではない。被申請人会社が、前記のとおり本件出向命令後も申請人らを従前どおり会社の従業員として取り扱い、休職措置もとらず、給与および出向に伴う時 間差補償を支給する事情も右反射的利益を認める限度で理解されるべきものと認め るのが相当である。

2 労務指揮権の所在

(1) 次に、被申請人は、申請人らに対する労務指揮権の主体について、被申請人会社は朝日通信工事に対し申請人らにボタン電話工事実技を教えるよう依頼したが、右実技修得のためには実地に作業する以外に方策がないので、右実技指導のなり、有限を内包するで、朝日通信工事の労務指揮権は右実技指導の範囲内にはるのであり、雇用契約に基づく労務指揮権は依然被申請人会社に残存しているも主張する。被申請人の右主張の論旨はやや明確を欠くが、雇用契約におりの大きには、不可の趣旨がある。被申請人の右主張の論旨はやの明確を欠くが、雇用契約により務には労働者との労働契約がそのまま継続し、労務者のもとは、使用者のもとに残存して、配転と同視すべきものと解しうる余地がある場所等の変更にすぎないものとして、配転と同視すべきものと解しうる余地がある。そして労働者は労働契約により使用者の労務指揮権のもとに所定の労務を提供

する関係に立つものであるから、労務指揮権の範囲は即労働義務の範囲であり、したがつて、本件出向の形態において、使用者に労務指揮権が残存しているか否かについては労働者の提供する労務の実態に即して判断されねばならず、かつその労務指揮権は当然に実質的なものでなければならない。

(2) そこで、本件出向後申請人らに対する労務指揮権が被申請人会社にあるか、あるいは朝日通信工事にあるかを業務の実態に即して検討してみるに、前記のとおり、被申請人会社は右出向後も申請人らを従前どおり従業員として取り扱い、休職措置もとらず、給与はもとより時間差補償を会社の関係規程に従つて支給するものであること、朝日通信工事における職務遂行と直結しない服務規律について被申請人会社の就業規則が適用される余地があると解されること、および申請人らは朝日通信工事における日々の業務の具体的内容について作業日報を作成し、会社は専用のに提出する予定になつていることなどからすると、会社は本件出向を命じた後も依然申請人らに対する労務指揮権を有していると見うる余地がないでもない。

時期は全く被申請人会社の裁量にかかり、かつ出向後の昇給、昇格その他の労働条件についても制度上の保障が欠●していることが認められる。 以上の事実によれば、本件出向の場合、申請人らと被申請人会社の間に従前どおり雇用関係が継続しているとはいえ、右雇用契約に基づく被申請人会社の労務指揮権は単に形式的な残滓にすぎず、右出向命令により申請人らに対する労務指揮権は実質的には出向先である朝日通信工事に移転し、現実にも申請人らは同社の指揮命令によつて業務を遂行することになるものとみるのが相当である。

3 以上の認定を総合して考えると、本件出向命令は申請人らに対し、朝日通信工事の指揮命令下で同社に労務を提供し、同社の業務に就労することを命じたものというべきであるから、右労務の提供は実質的にも前に述べた意味における「出向」に該当するものと認められ、単なる配置転換としての「就業場所の変更」とみることはできない。

(四) そして、前記説示のとおり、被申請人会社は申請人らの同意または労働協 約の規定等の法律上の根拠なくして一方的に申請人らを朝日通信工事に出向させる ことはできないものである。

疎明によると、申請人らは昭和四八年九月一三日本件出向命令を受けた際一応辞令の交付を受けたが、右出向命令に納得したわけではなく、即日前記高木電気労働組合の執行委員会の検討に委ねたうえ、執行委員会の決議に基づき、出向命令を運動条件、選考経過、および組合活動の保障等が不明確であるので本件出向命令を認めたる。との態度を決定し、翌一四日会社側に右辞令を返却したこと、組向に内四、一七日の二回にわたり会社に対し発令の延期を求めたうえ、本件出向命令は可以を表し、同月一九日当庁に本件仮処分を申請し、いなの対力を裁判で争うことを決意し、同月一九日当庁に本件仮処分を申請し、いなの表別の命令に応じる義務はないとの見解を維持し、出向先での業務にも限している審員とが認められ、乙第一一号証の一(Cの審尋調書)、同第一二号証の二(Dの審尋問書)中申請人らが一旦本件出向命令に同意した旨の部分は措信できず、他にもに認めるに足る証拠はないことからすると、申請人らが本件出向命令に同意した

その他本件出向命令を法律上根拠づける労働協約就業規則等が存する旨の主張ならびに疎明はない。

(五) そうだとすれば、本件出向命令は、被申請人会社においてこれを発しうべ

き権限もなければ、また申請人らの同意を欠くものであるから、その他の点について判断するまでもなく、その効力を認めることができないというべきである。 四、本件配転命令について

(一) 疎明によると、会社就業規則一一条には「会社は業務の都合で従業員に就業の場所および従事する業務の変更を命ずることがある」と規定されていること、申請人らと被申請人会社間の労働契約において勤務場所、職種および労務提供の具体的内容等が明確に合意の対象とされてはいなかつたことが認められ、右労働契約に基づく労働の種類、場所の特定につき他の特段の反証のない本件においては、申請人らと会社間の労働契約においては、申請人らが提供する労働の場所、職種などの特定および変更について、会社にこれを委ねており、会社は業務上の必要性があるかぎり労働の場所の変更、職種の変更を命ずることができ、申請人らはその命令に従う義務があるものといわなければならない。

しかるに、本件配転命令は前記のとおり申請人らを会社の技術部電子機器課あるいは技術サービス課から同工事課勤務を命ずるものであるが、疎明によると、本件配転命令は、申請人らが本件出向命令に従つて朝日通信工事において就労する義務があり、出向解除後工事課でボタン電話の直営工事に従事することを業務上の都合とし、右出向命令の有効を前提としていることが認められるところ、前認定のとおり本件出向命令が無効である以上、会社のなした本件配転命令は業務上の必要性を全く欠くものといわざるをえないから、結局右命令は人事権の濫用に該当し、法的効果を生じないものというべきである。 五、保全の必要性

六、結論 以上の次第で、申請人らの本件仮処分申請はいずれも理由があるから、保証を立 てさせないで、これを認容することとし、申請費用の負担につき民訴法八九条を適 用して、主文のとおり決定する。

(裁判官 藤田清臣)